

ご存知ですか？

飲食店でお酒を飲んだ後、飲酒運転をすると
その飲食店にも迷惑が掛かることを…

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第19条

公安委員会は、違反者が飲酒した飲食店等が判明したときは、当該飲食店等の飲食店営業者に対しその旨を通知するものとする。

あなたの飲酒運転を、飲食店に通知する旨を定めています。

**「お店に迷惑をかけたくない…」
そう思うなら、タクシーや運転代行の利用を！**

飲食店で働く皆様も

- お客様が車で来店していないか確認する。
- 車で来店したお客様に、お酒を提供しない。
- 誰が「ハンドルキーパー」なのかを確認する。
- 精算時、タクシーや運転代行を手配する。 など

お客様が飲酒運転をしないための働きかけに
ご協力ください！

